

富財第387号  
平成28年10月14日

各部等の長 様

総務部長 小泉義行  
(公印省略)

平成29年度当初予算編成方針について（依命通達）

このことについて、下記に依られたく通達する。

## 記

### 1 本市の現状と基本方針

本市は、平成28年1月に策定した5年間の「富津市経営改革プラン」に基づき、平成27年度を経営改革元年として、全庁一丸となって経営改革に取り組み、平成27年度決算では、実質収支で約7.6億円の黒字を確保し、8月に公表した中期収支見込でも、平成33年度までの収支見込期間を通して黒字となる見込みである。

しかしながら、本市における改革は道半ばであり、経営改革プランに掲げた「将来にわたり持続可能な行政経営」の実現のためには、より一層改革を進めていくこと、また常に時代の変革を意識するとともに問題意識を持って取り組んでいくことが肝要である。

平成29年度予算は、経営改革3年目として「富津市経営改革プラン」、「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進と、将来を見据えた少子高齢化への対応や市の特色や強みを活かした富津市の活性化のための施策の更なる充実を図らなければならない。

これらを踏まえて、各部局長はコスト感覚を持ち、前例にとらわれることなく創意工夫のうえ予算要求されたい。

### 2 総括的事項

#### (1) PDCAサイクル（事業シートの活用）

平成29年度予算は、全庁統一の「事業シート」を活用したPDCAサイクルの導入初年度として、全ての事業について、効率的かつ最少の経費で最大の効果となるよう見直し・点検を行い、要求するものとする。

これを踏まえて、平成29年度予算編成では、枠配分方式は実施せず、一件ごとの査定方式とする。

## (2) 事業仕分け結果の反映

昨年8月の事業仕分けにより「要改善」と位置付けられた事業については、「平成27年度富津市事業仕分けに係る仕分け結果に対する方針について（通知）」（平成27年8月20日付け富経第21号）に沿って、その方針を的確に予算に反映させること。

また、事業仕分け対象外の事業についても、「事務事業の再点検について（通知）」（平成27年8月20日付け富経第22号）に沿って、事業の実績や効果、効率性、有効性等の観点から徹底検証して見直した結果を予算に反映させること。

## (3) 公共施設整備関連費（大規模修繕や投資的経費など）

現在各担当にて策定中の「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」と整合を図り要求すること。

## (4) 公約の実現

市長の公約については、最少の経費で最大の効果が得られるよう施策の制度設計を十分に行ったうえで予算要求すること。

# 3 歳入に関する事項

## (1) 市税

経済及び税制の動向、課税客体の捕捉、情報収集を行うとともに、滞納処分等の強力な推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を担保すること。

## (2) 地方譲与税及び交付金

配分基準、景気の動向及び地方財政計画の伸び率などを見極め、的確な収入見込額とすること。

## (3) 使用料及び手数料

経営改革プラン実行計画の「行政サービス対価の見直し」及び「使用料・手数料の見直しに関する報告書（平成24年6月）」の「使用料・手数料の見直し基本方針について」に則り必ず見直しを図った上で所要額を要求すること。（見直し内容については、経営改革推進課と十分協議すること。）

## (4) 国・県支出金

国・県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握し、できる限り一般財源を節減するよう、積極的な情報収集を行い、効果的な計上を行うこと。

#### (5) 財産収入

遊休地等の売却可能な普通財産は、積極的に売却を行うこと。

#### (6) 市債

後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の効果はもとより事業そのものの必要性まで踏み込んで十分検討すること。また、原則的にその元利償還金等が交付税の基準財政需要額に算入される起債を選択するように、必ず財政課と事前に調整すること。

#### (7) 基金

すべての基金を有効活用するため、経営改革の一環として見直しを行ったところであり、財政調整基金以外の基金については、その目的に則り活用を図ること。

#### (8) その他

上記以外の収入についても、的確に捕捉し適正に見積もること。

### 4 歳出に関する事項

#### (1) 人件費

一般職人件費（時間外勤務手当など変動分を含む。）については、職員配置見込等を勘案のうえ総務課で要求すること。

なお、時間外勤務手当については勤休管理システムの実績に基づき総務課が要求するものとするが、事業の新規開始や廃止などにより時間外勤務の増減が見込まれる場合は総務課へ報告を行うこと。

その他の人件費については、総務課の発出する通知に基づき要求すること。

#### (2) 物件費

既定の事業に係る経費であっても先例にとらわれない改善策を検討したうえで、適正な要求をすること。

委託料については、経営改革プラン実行計画の「事務事業の再編」のとおり、実施方法の再検討も含めて時代の経過とともに不要となったものがないか、また業務委託により効率化が図られるものがないかなど改めて見直すこと。

なお、土地借上料については、「土地借上料算定に係る統一的基準」に則り要求すること。

### (3) 維持補修費

公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」と整合を図り適切な所要額を要求すること。

### (4) 扶助費

年々増加傾向にあり中期収支見込みでも3%の増加を見込んでいるが、過大見込みとならないよう適切な見込みとすること。

市単独の扶助費については、その必要性を再検討し、対象者、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分検討し削減に努めること。

また、その特定財源については確実に確保すること。

### (5) 補助費等（負担金、補助金等）

経営改革プラン実行計画の「補助金等の見直し」のとおり、今までの慣例にとらわれず事業仕分けにおける評価方法を基に市民目線で見直すこと。

また、その支出の目的、根拠、対象、効果を今一度十分調査検証したうえで要求すること。（見直し内容については、経営改革推進課と十分協議すること。）

### (6) 普通建設事業費

新たな財源確保は極めて困難な状況であることから、原則として中期収支見込みに計上した事業以外は認めない。また、設計にあたっては綿密な現地調査等を行い、補正予算又は予算の流用が無いように留意されたい。

## 5 その他事項

### (1) 債務負担行為

後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の要因となるので、平成27年度以降の改革期間における新規設定は、特段の理由がなければ原則として行わない。また、既に設定したものについても事業効果を再検討し、見直しが可能なものについては、見直しすること。

### (2) 特別会計

一般会計と同様に厳しい状況にあるが、本予算編成方針を十分考慮のうえ要求すること。

また、独立採算を原則としていることから、一般会計から基準外の繰り入れをすることがないよう経費節減や事務事業の合理化・効率化を行うこと。

### (3) その他

経常経費の補正予算又は予算の流用は原則として認めないので、事業費の見積り誤りなどには十分留意されたい。

上記に掲げるほか、詳細については「平成 29 年度当初予算要求書作成要領」及び「平成 29 年度当初予算経費別見積基準」を参照すること。

## 6 予算編成スケジュール

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 要求期限   | 10 月 31 日(月) |
| (2) ヒアリング  | 11 月上旬       |
| (3) 編成過程公表 | 11 月中旬       |
| (4) 査定     | 1 月中旬まで      |
| (5) 内示     | 1 月下旬        |
| (6) 議会提案   | 2 月下旬        |